

過重労働による健康障害の事例と企業責任

フローリッシュ社労士事務所 所長

(二社) 名北労働基準協会専門相談員

特定社会保険労務士・産業カウンセラー

新美 智美

長時間にわたる過重な労働は、労働者のストレスとなり精神障害を引き起こす原因となるばかりではなく、脳・心臓疾患の発症リスクを高めてしまふことがわかってきています。

直近の「過労死等の労災補償状況」(平成28年度 厚生労働省)を見ますと、脳・心臓疾患に関する事案の労災支給決定件数は260件(うち死亡件数は107件)あり、時間外労働時間別では、「80時間以上〜100時間未満」106件で最も多く、「100時間以上」の合計件数は128件となっています。

一方、精神障害に関する事案の労災支給決定件数は498件で、時間外

労働時間別では「100時間以上」の合計件数が158件となっており、「160時間以上」も52件あります。

実際に過重労働により健康障害を発症したとして会社が訴えられるケースもあります。精神障害により過労自殺に至った大手広告代理店の事件が有名ですが、ここでは脳疾患により死亡に至ってしまった事例をご紹介します。

● システムコンサルタント事件

ソフト開発会社で、システム開発業務をしていた33歳の社員が脳幹部出血により亡くなった事例です。この社員は入社以来過重労働が続いており、

亡くなる前の月も、またその前の月も100時間以上の所定外労働を行っていました。亡くなった当時はプロジェクトリーダーとして、プロジェクトの進捗管理、要員管理、品質管理及び発注元

及び協力会社との連絡調整など、精神的にも緊張を伴う作業にあたっていました。そして、自宅で倒れ緊急搬送されましたが、脳出血により亡くなられてしまいました。

このような裁判で、企業に問われるのが安全配慮義務です。安全配慮義務とは、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができよう、使用者において配慮する義務のことです。

安全配慮義務 3条件



- 1 予見可能性
- 2 結果回避可能性
- 3 業務との因果関係があること

す。使用者が、この義務を怠り、労働者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければなりません。この損害賠償は、労災認定による補償と並行して請求されることがあります。

安全配慮義務は、通常次の3条件がある場合に該当します。

- (1) 予見可能性
- (2) 結果回避可能性
- (3) 業務との因果関係があること

先ほどの事例では、業務と脳出血発症との間に相当因果関係があるとし、企業の安全配慮義務違反を認め、3200万円の損害賠償責任を認めました。

この安全配慮義務は、民法に言葉としての規定

はありませんが、判例法上認められてきたもので、平成21年3月施行の労働契約法第5条において明文化されました。なお、生命、身体等の安全には、心身の健康も含まれます。「必要な配慮」とは、一律に定まるものではなく、使用者に特定の措置を求めているわけではありませんが、労働者の職種、業務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じて、必要な配慮をすることが求められています。

そのため、労働者を管理監督する立場にある方は、部下の心身の健康を保つためにメンタルヘルスに関する知識を持ち、職場環境を整えたり、メンタル不調の部下への対応方法を身につける必要があります。当協会では、定期的にメンタルヘルスマネージャー研修を開催しております。

お問い合わせは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。